

2023年4月1日

各位

「経営者保証に関する当行の方針」の公表のお知らせ

株式会社山形銀行（頭取 長谷川吉茂）は、「経営者保証に関するガイドライン」（※1）の趣旨を踏まえ、経営者等の個人保証に依存しないお借り入れの一層の促進を図るとともに、保証契約の締結、保証契約の見直しならびに保証債務の整理について、適切な対応を行うべく体制を整備しております。

この度、経営者保証を求めないご融資をより一層促進していくため、「経営者保証に関する当行の方針」を策定しましたので、お知らせいたします。

当行方針に基づき、ご融資を検討するにあたっては、「経営者保証に関するガイドライン」の要件を参考に、対話等によるお客さまのきめ細やかな実態把握や「経営者保証の機能を代替する融資手法」の活用に取り組むとともに、保証解除の可能性を高めるためのお客さまに寄り添った経営支援に取り組み、経営者保証を求めないご融資や保証契約の解除等に一層努めてまいります。

（※1）2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）により公表。

以上

本件に関するお問い合わせ先
融資部 企画担当
電話：023-623-1221（代表）

各位

経営者保証に関する当行の方針

株式会社山形銀行（頭取 長谷川吉茂）は、「経営者保証に関するガイドライン」（※1）の趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、以下のとおり取り組んでまいります。

1. ご融資を検討するにあたっては、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や下記の要件の観点を参考に、対話等によるお客さまのきめ細やかな実態把握や、「経営者保証の機能を代替する融資手法」の積極的なご提案により、経営者保証を求めないご融資に努めてまいります。
2. 保証を求めるといった際には、保証を求める理由を具体的にご説明するとともに、保証解除・変更の可能性を具体的にご説明し、お客さまのご理解とご納得の向上に努めてまいります。
3. 保証解除の可能性を高めるため、課題解決に向けた経営支援をお客さまに寄り添いながら継続的にご提供し、保証解除ひいては経営課題の解決へとつなげてまいります。
4. 事業承継時においては、原則、旧経営者と新経営者の双方から二重に個人保証を求めないなど、「事業承継時に焦点を当てた経営者保証に関するガイドラインの特則」（※2）に即し取り組むほか、上記に基づく対応とあわせて、経営者保証が事業承継の妨げにならないよう取り組んでまいります。
5. 保証人のお客さまが「経営者保証に関するガイドライン」に即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

（「経営者保証に関するガイドライン」の要件）

①	法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
②	法人と経営者の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えない
③	法人からの適時適切な財務情報等が提供されている
④	法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る

※ ①～④がすべて「適」の場合、⑤の判定は不要

⑤	経営者等から十分な物的担保の提供がある
---	---------------------

（※1）2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）により公表。

（※2）2019年12月24日に経営者保証に関するガイドライン研究会により公表。

以上